

令和4年第1回国東市議会定例会 追加提出議案

報告 第3号	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について）	P 1
議案 第39号	国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	P 3

報告 1件

議案 1件

計 2件

報告第 3 号

専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について）

工事請負変更契約の締結をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 4 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

工事請負変更契約の締結をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 4 号の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 17 日

国東市長 三 河 明 史

記

- | | | | |
|--------------|---------|---------------------|-----------|
| 1. 工 事 名 | 令和 3 年度 | ベイグランド国東 | 屋外プール改築工事 |
| 2. 変更請負金額 | 2 3 4, | 8 3 3, | 5 0 0 円 |
| 3. 今回変更による増額 | 5, | 4 8 3, | 5 0 0 円 |
| 4. 契約の相手方 | 住 所 | 豊後高田市香々地 4 0 8 9 番地 | |
| | 企 業 名 | 株式会社 菅組 | |
| | 代表者氏名 | 堤 俊 之 | |

議案第 39 号

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

国東市一般職員の給与の特例に関する条例(平成 28 年国東市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本市の財政状況等を考慮し、職員給料を減額するため本条例を改正する必要があるので提出する。